

産業保健サービス契約書

(以下甲という。)と医師 (以下乙という。)とは、
乙の実施する産業保健サービスについて次のとおり契約を締結する。

業務内容

第1条 乙は、次の各号の産業保健サービスを実施する。

- 1 甲の事業場を巡視し、必要に応じ指導または助言を行う。
- 2 甲の事業場に所属する労働者の健康診断結果に基づき、必要な保健指導等を行う。
- 3 甲の事業場に所属する労働者に対する健康教育、健康相談を行う。

報酬

第2条 乙が本契約に基づいて行う行為に関し、甲が支払う報酬は月額 円とする。

- 2 甲は、毎月末までに乙に報酬を支払うものとする。

責任の所在

第3条 乙が本契約に定める業務を遂行中に受けた物的及び人的事故は、甲の責任とする。
ただし、乙の故意または重大な過失によるものは、この限りではない。

契約の期間

第4条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

解除等

第5条 甲、乙のいずれかの一方の都合により、この契約を改定又は、解除する場合は、
1ヶ月の予告期間を置いて書面で相手方に通知するものとする。

守秘義務

第6条 乙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た甲の秘密に関する事項を他に漏らし
てはならない。

契約に定めない事項

第7条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、それぞれ1通を
所有する。

平成 年 月 日

甲

乙